

**報告事項**

**県の総合計画「「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画」が9月県議会で議決されたので、その内容について報告する。**

**1 名称**

「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画

**2 目的**

本県の進むべき基本的方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本方針を定めるもの

**3 計画期間**

令和3年度から令和7年度までの5年間

**4 構成**

(1) ビジョン編

ア 基本目標：せとうち田園都市の確かな創造

イ 基本方針：① 安全と安心を築く香川 ② 新しい流れをつくる香川  
③ 誰もが輝く香川

ウ 重点施策：22の重点施策

(2) プラン編

26の分野と83の施策

**5 内容（警察が主担当のもの）**

(1) 重点施策7 交通事故・犯罪のない安全安心の香川をつくる

(2) 分野8 安全で安心できる暮らしの形成

ア 施策24 安全な交通社会の実現

イ 施策25 犯罪に強い社会の実現

**6 指標（警察関連のもの）**

指 標	現状 (R2年)	目標値 (R7年)	
高齢者人口10万人当たりの交通事故による高齢者死者数	14.4人	7.4人以下	継続
交通事故死者数	59人	39人以下	継続
交通事故重傷者数	269人	200人以下	変更
刑法犯認知件数	4,543件	4,000件以下	継続
重要犯罪検挙率	105.1%	100%	変更
サイバー犯罪の検挙件数	125件	150件	新規
特殊詐欺被害総額	8,321万円	7,000万円以下	新規

**報告事項**

**令和5年4月1日に施行される国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の趣旨等については、下記のとおりである。**

**1 趣旨**

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうこと
- 組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図ること

**2 概要**

(1) 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）

国家公務員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げるとともに、

- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任
- ・ 定年前再任用短時間勤務

等の制度を設けるほか、年齢60歳を超える職員に係る給与等に関する特例を設けるなどの措置を講じるための改正を行う。

また、管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官として任命することとするなど、所要の規定の整備を行う。

**※ 現行の60歳の定年を段階的に引き上げて65歳**

区分	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

**※ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定**

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

国家公務員の定年が65歳に段階的に引上げられるとともに、上記制度等が導入されることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずるべく、法改正を行っている。

**3 施行期日**

令和5年4月1日

**4 今後の対応**

引き続き、事務を適切かつ円滑に開始できるよう、警察庁や県人事委員会等の関係機関と前広に情報共有を図りつつ、関係規定の整備等の諸準備を推進する。

**報告事項**

**全警察署に対する「業務・サービス監察」を実施した結果、おおむね良好であった。**

**1 実施期間**

令和3年7月から同年9月までの間

**2 対象所属**

全警察署

**3 実施者**

担当監察官及び監察補佐員

**4 監察項目**

(1) 業務監察

ア 留置業務における基本遵守の徹底と感染防止対策を含めた留置管理業務の推進状況

(ア) 留置業務管理者等による指揮監督状況

(イ) 被留置者の逃走事故防止対策状況

(ウ) 留置施設内の規律及び秩序の維持に向けた取組状況

(エ) 感染防止対策の推進状況

イ 行方不明者・保護に対する適正な対応状況

(ア) 行方不明者発見活動の適切な推進状況

(イ) 保護業務の推進状況

(ウ) 教養訓練等の実施状況

(2) サービス監察

ア 非違事案防止対策の推進状況及び各種事故防止対策の取組状況

イ 職員の指導・支援の実施状況

ウ ハラスメント防止対策の推進状況

**5 実施結果**

留置管理業務では、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、訓練及び教養等がなされていた。行方不明者発見活動では、行方不明者発見のための体制が迅速に確立され、挙署一体となった捜索活動が行われていた。保護業務では、関係機関及び部署との連携、適切な記録化等がなされていた。非違事案防止対策では、ハラスメントのない良好な職場環境の確保に向けた指導教養が適切になされており、結果はおおむね良好であった。

報告事項

香川県を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償請求事件について、原告の過失を8、県側の過失を2とする判決の言渡しがあったので報告する。

1 提訴年月日

令和2年6月22日

2 原告

A男

3 被告

香川県（代表者 香川県知事 浜田恵造）

4 請求の趣旨

普通乗用自動車を運転中の原告と、パトカーで緊急走行中の警察官を当事者とする信号交差点における物損交通事故について、原告は、当該交通事故に係る争点を事故態様及び過失割合とし、物的損害の賠償として、香川県に対し賠償金や訴訟費用を求めて提訴したものである。

5 判決

(1) 判決言及年月日

令和3年10月20日（高松簡易裁判所）

(2) 主文

- ① 被告は、原告に対し、8万8,600円及びこれに対する令和元年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 原告は、被告に対し、14万6,413円及びこれに対する令和元年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③ 原告及び被告のその余の請求をいずれも棄却する。
- ④ 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- ⑤ この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

公安委員会 説明資料 No. 5	「令和3年度中国四国管区警察局優秀警察職員表彰」受賞者の決定について	令和3年11月4日 警務部
---------------------	------------------------------------	------------------

**報告事項**

**中国四国管区警察局内の優秀警察職員表彰の受賞者が決定した。**

**1 表彰種別（優秀警察職員）**

中国四国管区警察局長賞詞・

**2 受賞者**

警備部公安課

香川県職員 福一 浩美（ふくいち ひろみ） 58歳

**3 表彰日時・場所**

令和3年12月2日（木）午後2時30分 広島合同庁舎

**4 表彰者**

中国四国管区警察局長

**5 功労の概要**

拝命以来31年余りのうち、29年余りを総・警務部門で勤務し、この間、困難な業務にも責任感を持って真摯に取り組んでいる。警察署会計係や本部各課庶務担当者として勤務し、日々警察活動に伴い発生する経理に携わる中で、突発的に発生する捜査費や出張関係事務等にも臨機応変に対処しつつ、各種監査等にも問題を発生させることなく適切に対応し、業務の効率化を図り、業務改善を進めるなど、各種警察活動の円滑化に尽力した。

また、今年県内において実施された「東京2020オリンピック聖火リレー」や、都内で開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に対する香川県警察官の特別派遣では、これら業務に伴う多種多様な旅費・超過勤務が発生し、その事務処理は膨大、煩雑を極めたが、県警察全体の取りまとめを担当するなど、警察業務の推進に大きく貢献した。

**6 その他**

四国警察支局内で5人が受賞

**報告事項**

**香川大学との包括的連携・協力に関する協定に基づき、11月11日に香川大学サイバー防犯ボランティアの結成式を実施する。**

**1 香川大学との包括的連携・協力に関する協定について**

(1) 協定締結日

令和2年3月10日

(2) 協定の目的等

相互の専門的な知識を共有し、人材の育成や研究成果の活用等を行うことにより、「安全・安心な地域社会の実現」に寄与することを目的としており連携・協力を行う事項として、

- 事業の策定と円滑な推進に関すること
- 各種施策の推進に関する情報交換及び連絡調整に関すること
- その他国立大学法人香川大学と香川県警察が必要と認め合意した事項に関すること

を定めている。

**2 香川大学サイバー防犯ボランティアの結成式について**

(1) 日時

11月11日（木）午後0時30分から午後2時までの間

(2) 場所

高松市幸町1番1号 香川大学幸町キャンパス

(3) 参加者

ア 香川大学

副学長以下3人、学生約15人

イ 県警察

本部長、生活安全部長、生活環境課長（サイバー犯罪対策室長）

その他サイバー犯罪対策室員3人

ウ 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）2人

エ トレンドマイクロ株式会社 1人

(4) ボランティア名称

香川大学サイバー防犯ボランティア「SETOKU」

(5) 内容

ア 結成式（午後0時30分～午後0時50分）

イ 講習会（午後1時～午後2時）

サイバーパトロールによる有害情報等の浄化活動

**報告事項**

**県警察において鋭意捜査中の未解決重要事件について、事件の風化防止を図り、広く県民から情報提供を求めるため、キャンペーンを実施する。**

**1 未解決重要事件**

- (1) 旧琴南町山中における女子高生被害の殺人・死体遺棄事件
- (2) 坂出市加茂町における女性社長被害の殺人事件
- (3) 東かがわ市三本松における女性被害の殺人事件

**2 キャンペーンの実施日時等**

- (1) 旧琴南町山中における女子高生被害の殺人・死体遺棄事件

ア 実施日時

令和3年11月17日(水) 午後3時から

イ 実施場所等

- (ア) マルナカまんのう店

本部長、琴平警察署長等約20人

(被害者の母親である真鍋明美様も参加予定)

- (イ) マルナカ高瀬店

三豊警察署長、捜査第一課長等約15人

- (2) 坂出市加茂町における女性社長被害の殺人事件

ア 実施日時

令和3年11月17日(水) 午前7時30分から

イ 実施場所等

JR坂出駅

刑事部統括参事官(刑事企画課長)、坂出警察署長等約15人

- (3) 東かがわ市三本松における女性被害の殺人事件

ア 実施日時

令和3年11月17日(水) 午後3時から

イ 実施場所等

マルナカ白鳥店

刑事部長、東かがわ警察署長等約15人

**3 実施要領**

通行人等に対するチラシ配布を行い、広く県民に情報提供を呼びかける。